

別添 1

国管理空港

令和7年4月1日

国土交通省

海上保安庁

防 衛 省

●●●空港における空港の施設の円滑な利用に関する確認事項

1. ●●●空港の空港管理者である国土交通省は、平素において自衛隊・海上保安庁の運用や訓練等による空港の施設の円滑な利用について、空港法その他の関係法令等を踏まえ、適切に対応する。
2. また、国土交通省は、国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合又は航空機の飛行の安全を確保する上で緊急性が高い場合（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を除く）であって、当該空港の施設を利用する合理的な理由があると認められるときには、民生利用に配慮しつつ、防衛省・海上保安庁と緊密に連携しながら、自衛隊・海上保安庁が柔軟かつ迅速に施設を利用できるよう努める。
3. 上記の着実な実施に向けて、関係省庁間において連絡・調整体制を構築し、円滑な利用に関する具体的な運用のための意見交換を行う。

●●空港における空港の施設の円滑な利用に関する確認事項

1. 空港管理者は、平素において自衛隊・海上保安庁の運用や訓練等による空港の施設の円滑な利用について、空港法その他の関係法令等を踏まえ、適切に対応する。
2. また、自衛隊・海上保安庁と空港管理者は、国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合又は航空機の飛行の安全を確保する上で緊急性が高い場合（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を除く）であって、当該空港の施設を利用する合理的な理由があると認められるときには、民生利用に配慮しつつ、緊密に連携しながら、自衛隊・海上保安庁が柔軟かつ迅速に施設を利用できるよう努める。
3. 上記の着実な実施に向けて、防衛省●●防衛局・海上保安庁第●管区海上保安本部と空港管理者との間において連絡・調整体制を構築し、円滑な利用に関する具体的な運用のための意見交換を行う。国土交通省●●航空局はこれに協力する。

令和7年4月1日

国土交通省●●航空局長

海上保安庁第●管区海上保安本部長

防衛省●●防衛局長

●●県知事

●●港における港湾施設の円滑な利用に関する確認事項

1. 港湾管理者は、平素において自衛隊・海上保安庁の運用や訓練等による港湾施設の円滑な利用について、港湾法その他の関係法令等を踏まえ、適切に対応する。
2. また、自衛隊・海上保安庁と港湾管理者は、国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合又は艦船の航行の安全を確保する上で緊急性が高い場合（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を除く。）であって、当該港湾施設を利用する合理的な理由があると認められるときには、民生利用に配慮しつつ、緊密に連携しながら、自衛隊・海上保安庁が柔軟かつ迅速に施設を利用できるよう努める。
3. 上記の着実な実施に向けて、防衛省●●防衛局・海上保安庁第●管区海上保安本部と港湾管理者との間において連絡・調整体制を構築し、円滑な利用に関する具体的な運用のための意見交換を行う。国土交通省●●地方整備局（沖縄の場合は内閣府沖縄総合事務局、北海道の場合は国土交通省北海道開発局）はこれに協力する。

令和7年4月1日

国土交通省●●地方整備局副局長

（沖縄の場合は内閣府沖縄総合事務局開発建設部長、
北海道の場合は国土交通省北海道開発局港湾空港部長）

海上保安庁第●管区海上保安本部長

防衛省●●防衛局長

●●県知事（港湾管理者が市町村の場合は市町村長、
管理組合の場合は管理組合管理者）